

由木東小学校 PTA 規約書



在学中は大切に保管してください。

目 次

第 1 章	名称及び事務所	第 1 条	2
第 2 章	目的及び活動	第 2 条	2
第 3 章	方 針	第 3 条	2
第 4 章	会 員	第 4 条、第 5 条、第 6 条	3
第 5 章	経 理	第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条	3
第 6 章	役員及び監査	第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条	3～4
第 7 章	総 会	第 15 条、第 16 条	4
第 8 章	PTA 活動報告	第 17 条	4～5
第 9 章	表 決	第 18 条	5
第 10 章	会 費	第 19 条	5
第 11 章	・ 役 員 の 任 務	第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条	5～6
第 12 章	校 外 委 員 会	第 25 条、第 26 条	6
第 13 章	係 制 度	第 27 条、第 28 条	6
第 14 章	PTA 役員選出方法について	第 29 条	6～7
別 表 1	校外委員会、校外委員会選出基準表		8
別 表 2	各係一覧表		9
由木東小学校 PTA 組織図			10
由木東小学校保護者と教師の会慶弔規程			11
	目 的	第 1 条	11
	適用及び額	第 2 条	11
	委 任	第 3 条	12

八王子市立由木東小学校保護者と教師の会規約

第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 本会は八王子市立由木東小学校保護者と教師の会(以下「PTA」という)と称し、事務所を由木東小学校(以下「学校」という)に置く。

住所：八王子市東中野 1347 電話：042-676-7723

第 2 章 目的及び活動

第 2 条 本会は保護者と教師が協力して、家庭と学校と社会における児童及び青少年の幸福な成長を図る事を目的とし、次の活動を行う。

1. 家庭と学校との緊密な連絡を保ち、児童及び青少年の健全な成長をうながし、より良き生活を送れるよう努める。
2. 児童及び青少年の幸福のため、保護者と教師とが互いに協力する。
3. 児童及び青少年の環境改善に努める。
4. よい保護者、よい教師になるように努める。
5. 公教育を充実することに努める。
6. その他、目的達成に必要と認める活動。

第 3 章 方 針

第 3 条 本会は教育を本旨とする民主団体とし、次の方針に従って活動する。

1. 児童及び青少年の教育並びに福祉増進のために活動する他の団体または機関と協力する。
2. 特定の政党、宗教にかたよることなく、専ら営利的行為は一切行わない。
3. いかなる営利事業も支持しない。
4. 政治活動及び選挙には関与しない。
5. 他のいかなる団体又は機関の支配干渉を受けない。
6. 学校の人事、その他の管理に干渉しない。

第 4 章 会 員

第 4 条 本会の会員は次の通りとする。

1. 学校に在籍する児童の保護者。
2. 学校に勤務する校長、副校長及び教師。

第 5 条 すべての会員はあらゆることに平等な権利と義務を有する。

第 6 条 すべての会員は第 2 章の目的を達成するために、第 3 章の方針に従って活動する。

第 5 章 経 理

第 7 条 本会の活動に要する経費は会費及び寄付金並びにその他の収支によって支弁する。

第 8 条 本会の経理はすべて総会で承認された予算に基づいて行われる。

第 9 条 本会の決算は会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。

第 10 条 本会の会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 6 章 役員及び監査

第 11 条 本会の役員は次の通りとする。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
書 記	3 名(教師 1 名を含む)
会 計	3 名(教師 1 名を含む)

第 12 条 本会の会計を監査するため、2 名(教師 1 名を含む)の監査を置く。

第 13 条

1. 役員及び監査の任期は 1 年とする。但し、再任は妨げない。
2. 役員に欠員を生じた時は会長が PTA 活動報告にはかり補充することができる。補充した時は次期総会に報告するものとする。補充された役員の任期はその残任期間とする。

3. 役員及び監査の選出については、第14章 第29条に定める通りとする。

第14条 本組織の役員が次のいずれかに該当する場合、会長がPTA 活動報告にはかりその役員は解任されるものとする。

1. 本規約または組織の規定に違反した場合。
2. 役員が組織に不利益をもたらす行為や不正行為を行った場合。
3. 役員が責任を持って役職を遂行せず、組織に害を及ぼす恐れがある場合。
4. その他、組織の運営や目的達成に支障をきたすと認められる場合。

第7章 総 会

第15条

1. 総会は会員の5分の1以上の出席がなければ開くことができない。
但し、会員が止むを得ない事由のため出席できない時はその権限を委任することができる。
2. 委任状の数も定足数に含まれる。
3. 総会は次の事項を議決する。
 - イ. 規約及び規定を設け、又は改廃すること。
 - ロ. 予算を定めること。
 - ハ. 決算を認定すること。
 - ニ. 事業計画を決定すること。
 - ホ. その他重要な事項。

第16条 総会は会長が招集する。但し、会員の10分の1以上の者から請求があったときは、会長はこれを招集しなければならない。

第8章 PTA 活動報告

第17条

1. PTA 活動報告は、会長、副会長、書記及び会計(以上「本部役員」という)並びに会員、及び学校代表をもって構成する。

2. PTA 活動報告は学期ごとに 1 度、書面にて議案を審議し決定事項を処理する。
3. PTA 活動報告は総会で議決すべき事項以外の事項について、決定し処理することができる。
4. 緊急を要する場合は本部役員で決定し、PTA 活動報告に報告する。

第 9 章 表 決

第 18 条 総会及び PTA 活動報告は、出席者または議決権行使書提出者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。但し、第 15 条 第 3 項 第イ号の議事については出席者または議決権行使書提出者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

第 10 章 会 費

第 19 条 会費は次の通りにする。

1. 一世帯 年額 1,000 円
2. 教 師 年額 1,000 円
3. 500 円×家庭数以上の余剰金が出た場合は、図書カードを 500 円単位で各家庭に配布する。

第 11 章 役員の任務

第 20 条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

第 21 条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

第 22 条

1. 書記は総会の議事及び活動に関する重要事項を記録する。
2. 会長の指示ある事項の記録及び資料の保存をする。

第 23 条

1. 会計は予算に基づいて会計事務を処理する。

2. 決算報告書を作成する。
3. 会の財産を管理し、予算の立案に協力する。

第24条 監査は会計を監査し、これを総会に報告する。

第12章 校外委員会

第25条 各地区単位のPTA活動を円滑に遂行するために校外委員会を置く。

第26条 前条の校外委員会の任務及び構成は別表1の通りとする。

第13章 係制度

第27条 本会はPTA諸活動において、全会員が関われる活動の推進を図り、互いに交流し、学びあう場となるように努める。

第28条 会員は本部役員、校外委員および別表2の係のうちどれか一つに参加し、子どもを見守る。

第14章 PTA役員選出方法について

第29条

1. 本部役員は、予め「本部役員選出に当たっての意向調査：アンケート」での立候補により、新1年生と新6年生を除いた学年から12名が選出される。但し、新1年生と新6年生の会員自ら、役員を引き受けることは妨げない。
2. 校外委員は、1月の校外委員会までに地区の委員を決める。
3. 各係（別表2参照）は4月に配布するアンケート（年度によっては4月の保護者会）で希望の係を申し出る。
尚、兄弟姉妹がいる場合は下の学年での決定を優先する。
4. PTA本部役員選出の際は兄弟姉妹がいる場合、下の学年での決定を優先とする。
5. 会長職について、任期は1年とし再任は妨げない。また最長で2年とする。

会長職の負担の大きさを考慮し、会長職を 1 回以上引き受けた会員は、任期後翌年から永年（未就学の兄弟姉妹を含む）の係活動を免除されるものとする。免除されるものは、本部役員、校外委員、各係である。ただし、会員が自ら、係活動および役員を引き受けることは妨げない。

6. 本部役員の仕事量の多さを考慮し、本部役員（会長を除く）を 1 回以上引き受けた会員は、引き受けた時点で在学中の兄弟姉妹においては、会長含む本部役員を免除されるものとする。ただし、この時点で未就学の兄弟姉妹については、これに該当しない。また、本部役員（会長を除く）を 1 回以上引き受けた会員は、引き受けた翌年に限り、係活動についても免除されるものとする。さらに、本部役員を 2 回以上引き受けた会員は、引き受けた時点で在学中の兄弟姉妹においては校外委員及び係活動も免除されるものとする。ただし、会員が自ら、役員・校外委員および係活動を引き受けることは妨げない。

7. 会計監査は前年度本部役員より選出する。

付 則	1.	13.
	2.	14.
	3.	15.
	4.	16.
	5.	17.
	6.	18.
	7.	19.
	8.	20.
	9.	21.
	10.	22.
	11.	23.
	12.	24.
	13.	
	1.	2.
	3.	4.
	5.	6.
	7.	8.
	9.	10.
	11.	12.
	13.	14.
	15.	16.
	17.	18.
	19.	20.
	21.	22.
	23.	24.

別 表 1

種別	活動内容	構成員
校外委員会	1. 学校と連絡を密にして、児童の交通安全及び通学路の安全確保、並びに登校班に関することを行うこと。 2. 児童及び父母の安全意識の向上に関することを行うこと。 3. 地域における児童の安全、社会性の育成並びに会員相互の連絡、意見の調整を図ること。 4. 地域社会の教育環境の改善を図ること。 5. その他、目的達成に必要な活動を行うこと。	1. 各地区から選出された人。 (選出基準は下記の通り) 2. 本部役員から選出された人。 3. 教師から選出された人。

《校外委員会選出基準表》

(令和5年度)

地 区 名		委員数
堀之内	寺 沢 引 切 三 丁 目	6 2 1
東 山	東山① 東山② 東山③④ 東山⑤ 東山⑥⑦	2 2 2 1 2
東 中 野	井戸ノ上 谷 津 入 天 野	2 2 6
大 塚 ①	日 影 日 向 由木ヶ丘	3 6 2
大 塚 ②	大塚団地 陽光台 ひなたヶ丘	2 3 1

〈備考〉本表は児童数等に応じてPTA活動報告において改正することができる。

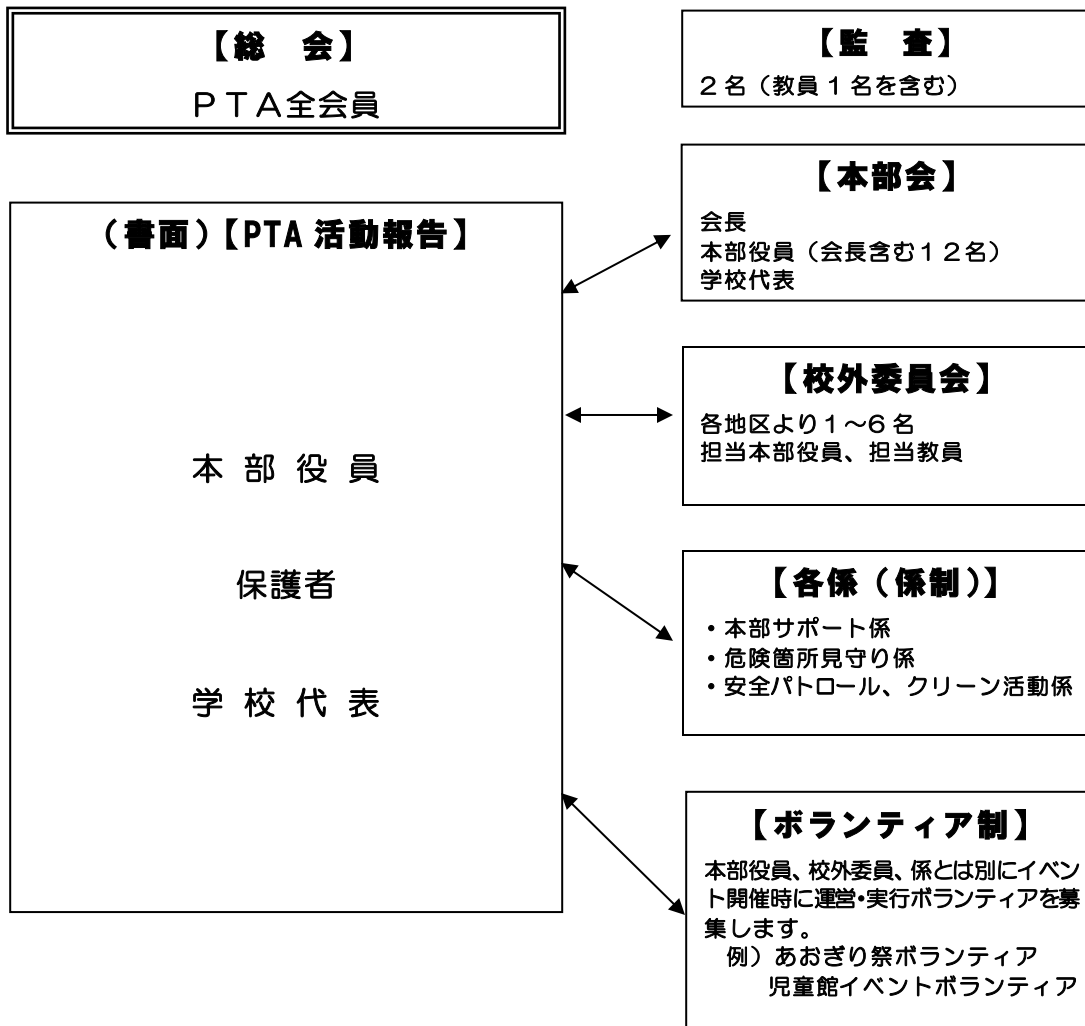
別 表 2

(令和 5 年度)

係		活動時期	主な活動内容
クラス活動	本部サポート係	通年	会費の集金及び本部サポート業務等を担当します。
安全・地域活動	危険箇所見守り	通年 (4 回／年) 朝 7：50～最後の登校班が通るまで	児童が安全に学校へ行けるように、通学路の横断歩道にて登校班の誘導、見守りをさせていただきます。 立直箇所は、堀之内洗車場、しーご前、ワイルドモンキー前（加藤ガス）の 3 か所となります。報告書の提出があります。
	安全パトロール	場所と時間は自由	主に下校時の見守りです。報告書の提出があります。
	・ クリーン活動	毎年 3 月 土曜午前中	地域のクリーン活動をおこないます。 (青少対活動)

〈備考〉本表は必要に応じて PTA 活動報告において改正することができる。

由木東小学校 P T A 組織図



PTA 会員・・・

由木東小学校に在籍する児童の保護者

由木東小学校に勤務する校長・副校長及び教職員

由木東小学校保護者と教師の会慶弔規程

第 1 条 目 的

この規程は、由木東小学校保護者と教師の会(以下「PTA」という)の会員の慶弔に関する事項を定めることを目的とする。

第 2 条 適用及び額

この規程により適用を受けるものは、PTA の会員及びその児童並びに教師の配偶者とし、次の各号に掲げるとおりとする。

1. 会員(教師)の結婚の場合

5000 円程度の金品

2. 会員(教師)の退職及び転任の場合

3000 円程度の金品

3. 会員及び児童の病気の場合

イ. 会員が 1 ヶ月以上の入院 3000 円

ロ. 児童が 1 ヶ月以上の欠席 3000 円

4. 会員及び児童並びに教師の配偶者死亡の場合

イ. 会員の死亡 5000 円の香料

ロ. 児童の死亡 5000 円の香料

ハ. 教師の配偶者の死亡 3000 円の香料

5. 不慮の災害の場合

本部役員会において定める額

※この規程により給付を受けた会員は、いかなる返礼も行わないものとする。

第 3 条 委 任

1. この規定に定めるもののほか必要があるときは、PTA 活動報告において定める事ができる。
2. 緊急を要する場合は、本部役員会において処理することができる。
3. 前項において処理した事項においては、PTA 活動報告において承認を得るものとする。

付 則

1. この規程は昭和 51 年 5 月 28 日から施行する。
2. 平成 2 年 5 月 8 日 一部改正。
3. 平成 11 年 3 月 11 日 一部改正。
4. 平成 27 年 3 月 16 日 一部改定。

令和 6 年度版

令和 6 年 5 月 20 日発行